

議会運営委員会 会議録

日 時 令和8年3月19日（木曜日）

午前11時46分開会、午後0時8分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）政務活動費の手引きの改正について

（2）（仮称）土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例について

（3）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 篠塚 昌毅

委 員 平石 勝司

委 員 今野 貴子

委 員 島岡 宏明

委 員 奥谷 崇

委 員 田中 義法

委 員 滝田 賢治

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 勝田 達也

副議長 矢口 勝雄

事務局職員出席者

局 長 櫻井 良哉

次 長 小野 聡

係 長 津久井 麻美子

主 任 岩松 英統

主 幹 高橋 陽平
主 事 古宮 英剛

傍聴者（0名）

○篠塚委員長 ただ今より議会運営委員会を始めます。まず、議長からよろしくお願いします。

○勝田議長 議会運営委員会の皆さんにおかれましては、お忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。慎重なる御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項（１）政務活動費の手引の改正について、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 では、資料１を御覧ください。政務活動費の手引の新旧対照表でございます。前回の議会運営委員会におきまして、海外視察の規定に友好（交流）都市の追加を行いました。正副議長が同時に海外視察に行った場合、事故等が起きる可能性もあります。その場合は、議会運営に大きな支障をきたすことが考えられますので、朱書きにありますように、「行政視察において、正副議長は地方自治法に基づき、議会運営において重要な役割を担うため、支障が出ることはないよう配慮すること」という文言を入れてはいかがかというものでございます。御協議のほうよろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

○田中委員 今この項目に書いてあって、ここだけピックアップしているの、海外視察についてはということなのでしょうか。

○小野議会事務局次長 この項目は視察全般に係る内容を記載しております。例えば、ここに海外視察という文言を入れてしまうと、国内視察はどうなんだと、逆に国内視察と入れてしまうと、海外視察はどうなんだということになってしまいますので、そちらを踏まえた上で、配慮することという文言にさせていただきました。

○田中委員 理解しました。ありがとうございます。

○島岡委員 実に意味深い配慮であると思いますが、これは、例えば、日帰りで帰ることができる場所であつたらいいよとか、こういう場合であつたらいいとか悪いとか、それに関しては何も言っていないわけですね。

○小野議会事務局次長 例えば、海外視察に行かれた正副議長に事故等が起きた場合、すぐに帰ってくることができないということは明白ですが、国内視察の場合、議長、副議長のどちらかが事故等にあった場合は、どちらかに戻ってきていただいて、議会運営を行っていただくために、この配慮という文言を入れさせていただきました。いろいろな場面が想定されるかと思いますが、そこまで明記をしてしまうと、身動きが取れなくなってしまうかと思うので、視察に行く場合には、その辺りも踏まえた上で、配慮してくださいという意味になります。

○篠塚委員長 ありがとうございます。そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ないようですので、このとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○篠塚委員長 御異議なしと認めます。それでは、ただ今のとおりいたします。つきまして、協議事項（２）（仮称）土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例について、事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 では、資料２を御覧ください。以前の資料と比べて少し変更させていただいております。数字に色が付いている項目に関しては、協議が大体済んでいる、また全員協議会で、議員の皆様から御意見を伺っているような状態であることを示しています。数字に色が付いていない項目、例えば、２ページ目の５番議長職務の代行につきましては、前回の全員協議会において、年長の議員でいいのかどうかという議論があったかと思います。１１番以降が、今後協議していく項目でございます。こちらは、文面を入れさせていただいておりますが、他市町村の特に新しいところから平均的なものを引っ張ってきておりますので、あくまでもこちらは案でございますので、文面の加除修正も含めて、御協議いただければと思っております。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。今回、解説という形で下に分かりやすく文章を入れるようにいたしました。それも含めて見ていただきたいんですが、まず、この間全員協議会で出ました議長の職務代行については年長議員というふうになっていましたが、これは地方自治法で初議会があった場合に議長がいらない場合に、年長の議員が議長になるという項目がありましたので、それを参考に入れたものです。皆様から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奥谷委員 今委員長からあったように、改選後の最初の議長が決まるまでは、もちろんこれでいくしかないとは思いますが、今、体制ができ上がっている状況では、議長副議長の職務代行と言えば、やはり議会運営委員長がこの職に当たるべきではないかなというふうに思いますので、朱書きになっている年長の議員という部分は、議会運営委員長ということに変えるべきかなと私は思います。

○篠塚委員長 ありがとうございます。そのほかに御意見はございますか。まず、この部分だけ決めていきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○島岡委員 奥谷委員の意見に賛成します。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、５番の朱書きのところで、年長の議員を議会運営委員長というふうに変えるということでよろしく申し上げます。

○今野委員 話が出たかと思いますが、その年長の議員もハラスメントの調査対象になったら、次は誰になるんだというようなことがあったかと思いますが、ここで年長の議員というとな誰という特定ができない。ですので、議会運営委員長と名指しをしてしまったら、その人しかなくなるわけじゃないですか。ということは、また、順繰りにということができなくなるんだとしたら、じゃあどうすればいいんだということになってしまうので、私はそれはどうなのかなと思います。年長の議員というほうが、またその次と職務を代行していけるのではないかと思います。

○篠塚委員長 御意見ありがとうございます。ただ、ハラスメントに関する件で、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等がハラスメント事案の調査対象となったら、その議会は終わりかなと思います。常識的に考えると。

○小野議会事務局長 前回、調査機関の項目について、御協議いただいたかと思いますが、その中に「解決策の協議を議会運営委員会に依頼するものとする」という文言が入っております。よって、例えば、あってはならないことですが、議会運営委員会委員長までということになった場合には、副委員長になるのかなと思ってください。それでも、駄目だった場合には、ほかの委員を指定するのかなということで、調査機関まで含めて考えたとなると、そういう順番になっていくのかなというふうに事務局としては思います。

○篠塚委員長 これはないほうがいいことですので、そういうことも理解をしていただいて、いかがなものでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 では、ここは年長議員の部分の議会運営委員長ということにさせていただきます。もしもの場合は、やはり調査機関が議会運営委員会になりましたので、副委員長、それから次に議会運営委員ということになっていくと思います、文章上は。よろしくをお願いします。つぎに、色の付いた6番、7番、8番、9番、10番の項目を見ていただいて、御意見をいただければと思います。まず、プライバシーの保護、研修、相談窓口の設置、申出、調査期間、この辺りは問題がないと思いますが、少し見ていただいて、御確認をいただきたいと思います。小野次長、6番から解説を入れていただいたので、説明していただいてよろしいですか。

○小野議会事務局次長 では、6番プライバシーの保護に関しての解説になります。ハラスメントを受けた方やハラスメントをした方が知り得た情報というのは、たくさん上がってくるかと思います。そちらに関して、漏えいの防止を定める項目でございます。内容については、議員の職を退いた後も、情報の漏えいをしないというものでございます。つづきまして、7番の研修につきましては、当初ハラスメントというのは、セクハラとか種類が少なかったと思いますが、今どんどん増えているような状況にあるかと思っています。ハラスメントに関する最新の情報や議員の意識・知識の向上等を目的として定めるものでございます。8番の相談窓口の設置につきましては、相談の窓口を定めるものでございます。9番申出につきましては、相談の方法を定めるものでございます。10番につきましては、調査と調査の範囲、あとは調査機関、先ほど申し上げましたが議会運営委員会とするということを定めたものでございます。以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ここまででいかがなものでしょうか。御意見はございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、今度の最終日の全員協議会で、この色の付いた項目までは決定したということで、御報告させていただきたいと思います。つづきまして、11番、12番、13番までで全条例の形だと思いますが、それを含めてお話をさせていただきたいと思います。まず、措置方法について、事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 11番の措置方法につきましては、「議長は、ハラスメントが確認されたときは、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意その他の

必要な措置を講じなければならない」という文言でございまして、他市町村では平均的な表現でございます。公人である議員がハラスメントを行った場合には、氏名を出すべきという強硬的な表現のところもございます。逆に、この項目が無いところもございます。ただ、入っているところが多いというのがこの項目でございしますので、そちらを踏まえた上で、御協議をいただければと思います。

○篠塚委員長 ありがとうございます。補足なんですけど、この条例では、罰則は決めておりません。措置方法というところですので、罰則があった場合は、これはまた別の形になると思いますので。それを含めて、御検討をいただきたいと思います。

氏名の公表というのが一番重い措置方法だと思いますが、それはその他必要な措置を講じるということになっていきますので、多分、氏名公表された議員はかなりの罰則にはなるとは思いますけど、そのようなことも踏まえて、お考えいただければと思います。

○今野委員 今氏名を公表しているところもあるし、していないところもあるという御説明でしたが、その割合はどのくらいなのでしょう。

○小野議会事務局次長 ざっくりなんですけど、氏名公表としてるところは、私の見た感じなんですけど、あまり前文がないようなところが多いかなという感じです。新しくハラスメント条例を作っていくほど、この今の文言を記載しているところが多いかなという印象ではあります。ですので、最初の頃というのはハラスメントが起きたから条例作ったというのが背景にはあるのかなと思います。新しくなるほど、だんだん必要ないよね、そういう世論だよねということがありましたので、作り始めるというところが後半なのかなというのが私の感覚です。そうなりますと、ここまでにとどめるもしくはそういう文言を入れないというほうが多いのかなというふうに感じます。

○篠塚委員長 よろしければ、この措置方法と弁明の機会は今後になりますので、ハラスメントに当たると認められる言動を行った議員に対し、弁明の機会を設けることを定めるということについては、必要性があると思いますが、その辺りはいかがなものでしょうか。それから、補足です。もし、御意見がなければ、このまま、また全員協議会で告示して、そこで御意見をいただいて、皆さんで協議していただくという方法にしたいと思います。全条項を13条でまとめていくということになると思いますが、いかがなものでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 つぎに、名称ですが、まだ、仮称ということで、条例の名称が決まっておりますでしたが、この仮称を取った名称でいかがなものでしょうか。何かありましたら、どうぞ御意見をいただきたいと思います。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 それでは、名称は、今仮称で出ていますけれども、実際には仮称を取るという方向にしたいと思います。それでは、今日のハラスメントの防止に関する条例に関しては、いただいた御意見で、また全員協議会で報告させていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 ありがとうございます。また、全員協議会で報告して御意見をいただいて、それを踏まえて、また議会運営委員会で諮って、6月の定例会では骨子を確定して、その後文書法制を行い、9月の定例会に、委員会提出議案として提出するという方向にしたいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。それでは、事務局から何かにありますか。

○櫻井議会事務局長 ございません。

○篠塚委員長 今回の資料で各議員に非公表とするものはございますか。事務局、いかがですか。

○櫻井議会事務局長 ございません。

○篠塚委員長 それでは、全ての資料を公表といたします。以上で議会運営委員会を終わります。ありがとうございました。